

南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会設置要綱

(設置)

第1条 南箕輪村における中学生期の持続可能なスポーツ・文化活動の実現を図ることを目的とし、各地域クラブ活動が円滑な運営を行うことができるように、情報交換を行ったり、必要事項を検討したりするため、南箕輪村中学校スポーツ・文化活動運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域クラブ活動の運営に関する事項
- (2) 地域クラブ活動の指導者の確保及び資質向上に関する事項
- (3) 地域クラブ活動の運営資金及び財源に関する事項
- (4) 地域クラブ活動の課題の整理及び検証に関する事項
- (5) 地域クラブ活動における事故の防止に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、地域クラブ活動の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) スポーツ団体及び文化団体関係者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 中学生地域クラブの代表者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、役職により委嘱された委員の任期は、その在職期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長1名を置く。

2 会長は、教育長をもって充てる。

3 副会長は、会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(会議の公開)

第7条 協議会の会議は原則として公開するものとする。

- 2 協議会の会議の傍聴に係る手続、定員、制限等については、南箕輪村教育委員会傍聴人規則（昭和31年教育委員会規則第3号）の規定に準ずるものとする。

(意見聴取等)

第8条 会長は、所掌事項に関し、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局社会教育係において処理する。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、会長が協議会に諮って別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。